

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年5月12日(水) 午前10時00分から午前10時36分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地  
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 20人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員

11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員

14番 平井 正敏 委員 16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員

18番 片岡 泰助 委員 19番 石井 雄一 委員 22番 井上 保邦 委員

23番 難波 朋裕 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 3人

15番 中西 公仁 委員 20番 出口 哲士 委員 6番 武本 章吾 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員 14番 平井 正敏 委員

21番 白神 勇 委員 22番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二      事務局課長主幹 富山 典子      事務局主幹 塩見 雅子

事務局主幹 日下部 啓司      事務局主幹 成田 裕次      事務局主任 小山 八穂子

事務局主任 大橋 浩直

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 吉井副参事	<p>皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から5月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和3年5月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は20名です。 在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	【異議なしの声】
議長	<p>それでは、議席番号4番松本一夫委員と議席番号5番田邊洋樹委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部主幹と、小山主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて13件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が13件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から13番について調査票をもとに説明】 まず1番と2番について、いずれも前回保留の案件ですが、4月開催の倉敷東地区協議会に譲受人をお招きし、ご事情をお伺いしました。 その結果について お配りしております「3条許可申請事情聴取票（譲受人）」をご覧ください。 3頁目の最後の（まとめ）ですが</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発言内容に多少あいまいな点は見受けられるが、岡山市において耕作を行っている事実が伺えた。</li> <li>・申請地を耕作するに足る農機具が確保できている。</li> </ul>

- ・申請地の利用計画と耕作の意思が確認できた。
- ・是正命令地（倉敷市西坂）の所有者[ ]とは親子の関係だが、それぞれ独立して耕作の事業を行っている。
- 申請者[ ]と[ ]氏とは農業に関して無関係である。
- ・申請者と[ ]氏は生計が別である。

以上の内容を踏まえ、譲受人の岡山市における耕作状況を実地で確認するため、5月11日（昨日）現地調査を行ったところ、所有地の一部において明らかに耕作の目的に供されていない状態が認められました。

お手元に配布しております、理由書(案)をご覧ください。

#### 1 農地法第3条第2項第1号の適用について

(1) 農地法第3条第2項第1号「所有権、その他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、その取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」については、国が示した「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日 12構改B404）の第3の3「法第3条第2項第1号の判断基準」によると、『法第32条第1項各号に該当する農地（遊休農地）の所有者並びにその農地について使用及び収益をする者並びに法第51条第1項各号に該当する者（違反転用者）については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないことは当然である。また、「効率的に利用して耕作の事業を行う」と認められるかについては、近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断し、権利取得者等の経営規模、作付作目等を踏まえ、次の要素等を総合的に勘案する』とあり、その要素等について「機械、労働力、技術」が例示されている。

また、同法第2条においては、農地とは「耕作の目的に供される土地」と規定されている。

(2) 本件においては、以下の事情が認められることから、本号に該当すると判断する。

ア 申請地（倉敷市日畑2筆）は、不動産業者を仲介にしばらく売地に出されており、しばらく耕作の目的に供されていない農地である。

今後どのように申請地が利用されるのか、令和3年4月開催の倉敷東地区協議会において、申請者（譲受人）本人から事情聴取を行った。

農機具の保有状況、耕作地での農業従事者、他市における耕作状況（耕作面積約3000㎡）等について質問したところ

- ・他市において耕作を行っており、主に米を栽培している。
- ・申請地を耕作するに足る農機具が確保できている。
- ・申請地の利用計画と耕作の意思が確認できた。
- ・現在も一人で耕作している。

との回答があった。

イ 申請者（譲受人）の他市における耕作地（約3000㎡）について、令和3年5月11日に現地確認を実施したところ、うち1筆において

- ・当該農地のほぼ全体にわたり、中古自動車数十台が駐車されている。
- ・複数台においてはフロントガラスに価格が表示されている。

上記の状態が確認された。

ウ 申請者（譲受人）の所有等農地の一部において、明らかに耕作の目的に供されていない事実が認められ、申請者（譲受人）は農地法第51条第1項第1号に該当する者と判断されることから、その取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない

	<p>と判断する。</p> <p>以上の内容について、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、理由書（案）のとおり農地法第3条第2項第1号に該当するものと判断されるため、今回の申請につきましては不許可意見とのことでした。</p> <p>その他は特に問題となる案件はありませんでした。</p> <p>今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番、2番については不許可、その他の11件については、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件ですが、1番、2番は不許可、残す11件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p><b>【異議なしの声】</b></p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1番、2番は不許可、残す11件については、許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、4頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】</b></p> <p>富山です。説明をさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に1件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p><b>【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】</b></p> <p>今回申請のありました1件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の1件は、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p><b>【異議なしの声】</b></p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1件は許可、と決定します。</p> <p>続きまして、5頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p>

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

富山です。説明をさせていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から6頁にかけて8件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました8件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた8件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この8件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明がりましたが、農地法第5条の規定による許可申請の8件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から8番について許可、と決定します。

続きまして、7頁をご覧ください。

議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

【議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」の説明】

小山でございます。それではご説明させていただきます。

議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、7頁に1件の申請があり、前回からの保留案件です。

1番についてですが、令和2年12月9日付けで貸貸人から貸貸借解除の許可申請がなされ、申請人の主張が農地法第18条第2項第1号「貸借人が信義に反した行為をした場合」に該当するか否かを審議してまいりました。

お手元に配付しております資料（処分理由案）をご覧ください。

主な申請理由ですが、本件農地が10年以上放置され荒廃状態であること、賃借料の未納が継続していること、過去に当事者間で取り交わした誓約書の内容が不履行であること、以上から貸貸借の解除をしたいというものでございます。

（3頁「4. 農地法第18条第2項第1号の適用について」以降を朗読）

4 農地法第18条第2項第1号の適用について

（1）農地法第18条第2項第1号の「貸借人が信義に反した行為をした場合」とは、通常貸貸人と貸借人の関係を持続することが客観的にみて不能とされるような信義誠実の原則に反した行為をいうのであり、貸借人による借賃の滞納や、無断転用、田畑転換等の用法違反、無断転貸、不耕作、貸貸人に対する不法行為等、貸貸人に対し貸貸借を継続するように求めることが、常識的に不合理であると認められる場合には、信義違反に該当するものと評価される。

また地裁の判決においては、「信義に反した行為」の認定基準として、賃借人における当事者間の継続的な関係の維持が不可能であると客観的に認められる程度の背信性が示されている。

民法第896条には、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」とあり、賃借権も相続の対象となる。賃借人側が書面により相続届出をしていなくても、相続人は賃借権を有することとなるため、相続人においては耕作及び賃借料の支払いの権利義務が生ずる。

(2) 本件においては、以下の事情が認められることから、本号に該当すると判断する。

ア 賃貸人の主張では、本件農地において、賃借人相続人は長らく水稻を栽培していたが、平成5年頃からぶどう栽培を開始し、同時にビニールハウス、農産物販売所及び合併浄化槽を設置し、営業を行っていた。販売所と合併浄化槽の設置が賃貸人に無断でなされたため、事後平成5年4月1日付で、賃貸人へ賃借人相続人は誓約書を提出し、営業終了時は合併浄化槽一式を撤去し原状復旧することを約束した。そのぶどう栽培も平成19年頃には既に停止し、現在に至るまで耕作はなされていない。農業委員会が現地を確認したところ、施設がそのまま放置され、雑草が生い茂る状況であった。また、地下には合併浄化槽が埋設されたまま、原状回復（農地への復元）は未だなされていない。

そもそも「誓約」とは、一方の当事者からもう一方の当事者に対して、何らかの内容について固く誓うことであり、誓約書とは事実を確認し（認め）たり、内容について合意（約束）したことの証拠である。必ずしも法的効力があるものではないが、当事者間の合意があり公序良俗に反しない（社会的妥当性がある）等の条件が満たされていれば、有力な法的証拠の一つとして扱われるものと一般的には解釈される。

販売所と合併浄化槽が、本件農地において現在必要不可欠な施設であると認められないことから、当時の双方合意に加え、内容についても社会的妥当性があり、当事者間で有効な誓約書と解される。

イ 耕作停止について、賃借人相続人は体調不良を理由としており、数筆存在する自己所有農地も、すべて作付けがなく、明らかに農業力不足の状態である。世帯員による耕作再開の意思はあるものの、従事者は一人のみで、農業者として10年以上ブランクがあることや、会社勤務のかたわら所有農地と本件農地への農業従事を要すること等を鑑みるに、本件農地において近い将来耕作が再開され、適切な使用が実施される可能性は、限りなく低いと推測される。

賃借人相続人は、不定期に草刈りを行っているとは主張するが、地表を歩行するのが困難かつ施設内部は立ち入り不可能な状態で、農業委員会としては客観的に見て荒廃状態と判断せざるを得ない。賃借人相続人の主張する不耕作の理由を斟酌したとしても、賃借人相続人は農地法第2条の2に規定する（農地について権利を有する者の責務）を十分に果たせていないのが現状である。

ウ 賃借料の支払い状況については、賃貸人の通帳履歴と備忘録から確認できるが、平成23年を最後に支払いがない。

未納の理由について、賃借人相続人は振込口座番号の不可知を主張するが、賃貸人へ確認することで容易に解決できたと推測でき、公には賃借料の供託制度が存在することから、そのことが賃借料不納に関する真に止むを得ない事情とは認められない。

エ 賃貸人は令和元年8月に、当方に対し本件農地に係る和解の仲介を申し出、同年11月に仲介第1回が開催された。その後2回以降の実施を目的に、賃貸人と当方は賃借人相続人との接触に努めたが、不能のまま仲介は打ち切りとな

った。

オ 過去において合意した誓約を、履行すべき時期が到来しているにもかかわらず未だ果たしていないこと、10年以上耕作を放棄していること、賃借料の不払いを継続していること、賃貸人からの働きかけ等に対する不誠実な対応の積み重ね、といった賃借人相続人による行為には、債務不履行、若しくは相当程度の背信性が認められ、それらに起因し本件農地が荒廃したという状況である。

本件農地が返還された場合の利用計画について賃貸人へ尋ねたところ、高齢のため自ら耕作は無理だが、他者への貸し付けを検討しており、本件農地をその目的どおり有効に活用したいとのことである。

(3) これらを総合的に判断すると、相当程度の「信義に反した行為」が認められると判断する。

#### 5 総合判断

以上により、申請人が農地法第18条第2項第1号に該当すると主張する事項については、農地法第18条第2項第1号に該当するものと判断され、本件農地の更なる荒廃化を防止し、本来目的に沿う有効活用を促すためにも、本件申請の賃貸借解除を許可することとする。

以上の内容について、玉島地区協議会でご審議いただきましたが、処分理由案のとおり農地法第18条第2項第1号に該当するものと判断されるため、賃貸借の解除について許可意見とのことでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明がありました。農地法第18条の規定による許可申請は、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第4号は、許可と決定します。続きまして、8頁をご覧ください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。おそれいります、山本委員、山地委員、平井委員、白神委員、井上委員に関する案件があります。農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。  
( 山本、山地、平井、白神、井上 委員 退席 )

事務局

それでは、事務局から説明をお願いします。

【議案第5号「農用地利用集積計画について」の説明】

塩見でございます。ご説明させていただきます。議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から22頁にかけて75件の計画が、農業委員会に提出されました。利用権の種類の内訳は、賃貸借が26件、使用貸借が48件、所有権移転が1件でございます。また、所有権移転の案件を除き、利用期間の更新は24件、更新切れを含む新規は50件でございます。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが6件、JA晴れの国岡山によるものが3件、社会福祉法人によるものが1件、その他

は個人でございます。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

次に、22頁の所有権移転1番についてご説明させていただきます。

本件は農地中間管理機構が行う農地売買等事業による所有権移転でございます。

この農地売買等事業は、農地中間管理機構が離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする担い手農家へ農地の売渡しや貸付けを行います。

この案件は農地中間管理機構が取得した所有権を、担い手農家へ売り渡すものでございます。譲受人は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は1人以上確保され、農業経営に必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、75件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということでございますので、議案第5号は、全件承認といたします。事務局、5名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた5名の委員に報告いたします。

議案第5号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、23頁をご覧ください。

議案第6号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第6号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」の説明】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第6号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」でございますが、23頁に1件の申請がありました。

「特定農地貸付」とは地方公共団体や農協および個人が行う農地の貸付けで、「特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する法律」（以下法といいます。）第2条第2項各号の要件を満たすものをいいます。その内容としましては、

- (1) 一区画が10アール未満の貸付であること。
- (2) 営利目的でない農作物の栽培の用に供するための農地貸付であること。
- (3) 5年を超えない貸付けであること。
- (4) 相当数の者を対象に一定の条件で貸付を行うものであること。

(5) 個人所有の農地をその所有者が貸し付ける場合は、市町村と貸付協定を結んでいること。

が条件となります。

本件は(1)から(5)の要件は満たしており特定農地貸付けに該当します。

これらの要件を満たす場合は農業委員会の承認を受けて貸付けを行うことになり、農業委員会は承認申請が提出された場合、法第3条第3項各号の4つの要件に該当すると認められるときは、承認することとなります。

4つの要件とは、

(1) 特定農地貸付けの用に供する農地が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。→1区画が10a未満

(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が、公平かつ適正なものであること。→一般公募等

(3) 貸付期間その他の条件、適切な利用を確保するための方法等が、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。→5年以内

(4) 特定農地貸付けの用に供される農地に所有権以外の権限に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。→所有権に基づく申請

以上4つの観点からご審議いただきます。

本件農地は農業振興地域内の農用地に該当し、高台の住宅団地を下ったところに位置しており、主に申請地の南側を使用し、12の区画に分けて使用者を募り、市民農園として貸し出すことを目的としています。

23頁に区画割を示した図がございますが、利用計画としては、縦に通用路を確保し左右に5つずつと南側に2つ、全体を12区画に分けて使用するもので、1区画の面積は5坪から10坪となっております。

当面は徒歩で通作できる借受者を想定していますが、今後は駐車場の確保を検討したいとのことでした。

24頁の特定農地貸付規程には、第4(貸付条件)の貸付期間は3年間、第5(募集の方法)は、チラシ、掲示等による一般公募、第7(選考の方法)は申込をした者の中から借受者を決定、とあります。

また、本件農地は所有者の自作地で貸借の対象とはなっていません。

以上のことから、法第3条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ご審議の程、よろしく願いします。

議 長

事務局の説明がありましたが、議案第6号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」の1件は、承認意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第6号の1件を承認と決定します。

審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いいたします。

<p>事務局</p>	<p><b>【報告第1号から第5号について報告・説明】</b>  日下部です。報告いたします。  25頁をお開きください。  報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、25頁から30頁にかけて19件の届出がありました。  本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。  次に31頁をお開きください。  報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、31頁から32頁にかけて8件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。  次に33頁をお開きください。  報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、33頁から39頁にかけて32件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。  次に40頁をお開きください。  報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが40頁に5件の通知が農業委員会に提出されました。  以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。  次に41頁をお開きください。  報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが41頁から48頁にかけて39件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、株式会社岡山西アグリサポートに権利設定していた農地について、晴れの国岡山農業協同組合に使用貸借権が移転されたものです。  報告案件については以上です。  ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
<p>各委員</p>	<p><b>【質問なしの声】</b></p>
<p>議長</p>	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号については、すべて確認、了承いただきました。  事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局 吉井副参事</p>	<p><b>【事務局から連絡事項を伝える】</b>  事務局から連絡事項をお伝えします。  (次回総会の日程案内など連絡)  以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。  皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p>

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。  
次回総会は6月9日（水）です。  
ご出席のほど、よろしく願いいたします。  
それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時36分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和3年5月12日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員